

平成 24 年 2 月 28 日
第 7 回 串本町役場庁舎建設検討委員会



串本町役場庁舎建設基本構想(案)



目 次

1. はじめに	P. 2
2. 現庁舎の問題点	P. 3_4
(1) 庁舎の現況	
(2) 庁舎の問題点	
3. 庁舎建設の必要性	P. 5
4. 新庁舎に求められる機能	P. 5_6
5. 庁舎建設の規模	P. 7_13
(1) 庁舎の規模	
(2) 駐車場の規模	
6. 庁舎建設の候補地	P.14_17
(1) 庁舎建設地の選定条件及び串本町の事情	
(2) 庁舎建設の候補地選定に係るメリット・デメリット	
7. 庁舎建設の時期	P.18
8. 庁舎建設の事業費	P.19_20
(1) 庁舎等の地震津波対策に係る地方財政措置	
(2) 庁舎建設事業に係る合併特例債元利償還金の試算	
9. 現庁舎・跡地の活用	P.21
10. 参考資料	P.22_33

1. はじめに

平成 17 年 4 月 1 日、旧串本町と古座町との合併により新たな串本町として、旧串本町役場庁舎を本庁舎に、旧古座町役場庁舎を分庁舎とする分庁方式により、町政運営を行ってきました。

合併協議において、「将来の新町の事務所の位置については、新庁舎を建設時に、新町において検討するものとする。」との方針を定め、また、新たな串本町の総合計画の基礎となる新町建設計画において、新町の主要施策の 1 つとして、安全に暮らせる防災対策の推進を掲げ、そのなかで、防災拠点の整備について、「被災時に町民の命と財産を守り、災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、新町移行後しかるべき時期に新庁舎の建設を行います。」としています。

公共施設の整理統合については、「新町の役場については合併後しかるべき時期に再整備を行います。同様に、公立病院と消防庁舎及び火葬場についても合併後に統合整備を図ります。施設の統合整備に際しては、南海・東南海地震に備えて、被災時に町民の命と財産を守るために災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、住民の利便性を考慮しつつも津波被害を受けない安全な場所に整備するものとします。」と示されています。

また、合併後の串本町長期総合計画では、行政の効率化と合理化の推進を図る観点より、「合併により 2 つの施設を維持することとなっている病院、庁舎、消防、火葬場等の施設については統合一本化を図り効率的な行政運営に努める。」と示されています。

こうした方針に基づき、病院の建設を完了し、続いて消防防災センターの建設に着手し、そして庁舎建設について検討する段階に進んできました。

そうしたときに、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、同じように太平洋に面し、東西約 25km にわたって広がる沿岸部を有する串本町にとっても衝撃的な大災害でありました。

被災地における市町村の実状をみると、災害時の活動拠点として、また、復旧・復興のなかで、基礎的自治体としての市町村の役割は大きく、拠点施設となる庁舎の重要性があらためて見直されたところであります。

こうしたことを踏まえ、新庁舎は、多様化する住民ニーズに、迅速かつ的確に答えるべき機能と高度情報化に対応した機能、さらには災害時の防災拠点としての機能を備えた庁舎であることが求められます。

基本構想(案)は、串本町役場庁舎建設検討委員会における検討の経過を踏まえ、新庁舎建設の指針となる基本的な方向性を定めるもので、今後策定される「基本計画」から「実施設計」といった経過のなかで、より具体的に検討を行う際の基本となるものです。

2. 現庁舎の問題点

(1) 庁舎の現況

施設名称	現状					課題				
	敷地面積 (㎡)	建設年	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震強度 (IS値)	海拔高度 (m)	海からの 距離(m)	災害発生時の庁舎状況	
									地震	津波
串本町役場本庁舎(本館)	2,513.97	昭和33年	鉄筋 コンクリート 造	2	1,086	未実施	3.0	300	×	×
串本町役場本庁舎(別館)	※公用車駐車場・書庫等を含む	平成 7年	鉄骨造	4	1,311	0.6≦IS値	3.0	300		×
串本町役場分庁舎	3,458.16	昭和59年	鉄筋 コンクリート 造	3	3,161	0.6≦IS値	3.9	500		×

◎参考

IS値（構造耐震指標）とは、建物の耐震性能を表す指標です。

- ① 地震力に対する建物の強度
- ② 地震力に対する建物の靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほど、この指標も大きくなる（耐震性能が高くなる）。

IS値の目安について（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号による）

- 0.6≦IS値 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。
- 0.3≦IS値<0.6 地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。
- IS値<0.3 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。

(2) 庁舎の問題点

1) 本庁舎本館建物・設備の老朽化

本庁舎本館は、昭和 56 年の建築基準法改正前に建築された建物であるため、耐震性に問題があり、現在の基準に適した建物にするには、大規模な補強工事が必要になると考えられます。

本館について、昭和 33 年に建設されてから 50 年以上が経過し、建物の老朽化による雨漏りが多数の箇所で生じてきており、その都度、防水補修対応しているものの完全には修復されず、また天井のみならず、壁のクラックからも雨水が染み込み、雨量や降り方によっては、室内の床が水浸しとなることもあります。

その他、空調及び電気設備等についても、修繕しながら機能を維持している状況です。

2) バリアフリー等の問題

公共施設は、高齢者等に配慮したバリアフリー対応が必要とされますが、本館においてその整備は不十分であり、また、増改築によって庁舎内が複雑となり、不便で利用しにくい状況です。

3) 駐車場の問題

本庁舎は、駐車場が狭いため混雑することが多く、車で訪れる方にとって、不便で利用しにくい状況です。

4) 分庁方式の問題

2 つの庁舎に各課が分散しているため、役場への申請や相談内容によっては、来庁された方が庁舎間を移動するといったことが起こり、大変不便な状況です。

多様化する住民ニーズに、迅速かつ的確に対応するため、各課間の協議、連携がこれまで以上に求められるなか、会議及び決裁で庁舎間の移動が必要となる現状においては、行政運営が非効率的な状況です。

それに災害発生時には、担当する課がそれぞれ連携し、災害対策本部の指示のもと、被害状況を正確に把握するとともに、関係機関との連絡調整を取りながら的確かつ迅速な対応が求められますが、課・職員が別れている現状においては、そうした対応に支障となる問題があります。

それぞれの庁舎において、建物や設備の修繕費、また、電気料金などの光熱水費、さらには設備の保守点検費用などの固定的な経費が掛かり、行財政効率化の妨げとなっています。

3. 庁舎建設の必要性

現庁舎が抱える様々な問題を改善し、併せてこれまでの合併協議における庁舎建設に係る方針に示されているように、地震・津波など災害発生時の中枢管理機能を果たす拠点として、また、その後の復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した施設が求められますが、現庁舎では、耐震性・安全性に問題があり、津波により、浸水や倒壊の危険性が非常に高いことから、新たな庁舎の建設を必要とします。

4. 新庁舎に求められる機能

新庁舎に求められる基本的な機能として、次のようにまとめられます。

(1) 来庁する方の利便性に配慮

庁舎は、あらゆる方が利用される施設であるため、来庁された方にとって安全で利用しやすく、親しみやすい施設であることが求められることから、車で訪れる方のために駐車スペースの充実を図り、効率的で適切な行政サービスを提供するため、総合案内やワンストップサービス化(窓口)を導入するなど、便利でわかりやすい窓口と案内機能の充実を図ることが求められます。

また、住民と行政との協働を推進するため、交流・相談の場を設けるとともに、町政に関する情報が容易に得られるような施設が求められます。

(2) 防災対策拠点

地震・津波など災害発生時に、被災状況を的確に把握し、関係機関と連携して、速やかに対応・対策がとれる活動拠点として、また、その後の復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した施設が求められます。

(3) 議会活動を推進する場

執行機関に対するチェック機関である町議会が、円滑にその活動が実施できるよう、議決機関としての独自性を確保でき、審議・調査が円滑に行える施設とし、また、誰もが容易に本会議を傍聴することができる施設が求められます。

(4) 行政サービス機能・業務効率の向上

新庁舎に統合することで、各行政部門が集約されることによって、住民に対する行政サービス機能及び業務効率の向上が図られます。

また、行政サービスの向上のため、今後さらに進化する高度情報化に対応できる庁舎として、配線等の工事が自在に対応可能な構造・施設とし、電子データの保護・管理、住民の個人情報や各種情報が漏洩防止等、情報セキュリティの強化が図られる施設が求められます。

(5) 環境に配慮

新庁舎の機能や活動を支える施設・設備については、省エネルギー・省資源化・長寿命化を重視した仕様や構造、設備システムを整備するなど、環境負荷の低減に配慮した施設が求められます。

(6) 高い経済効率

財政に与える影響をできるだけ抑えるため、決して過剰な投資とならないよう、長期にわたり庁舎としての機能を維持していくため、施設の長寿命化、維持管理の容易さ、将来必要となる改修への対応、設備更新への対応などの工夫により、長期的な維持管理経費の軽減が可能な、効率的かつ経済的な施設が求められます。

5. 庁舎建設の規模

(1) 庁舎の規模

庁舎の規模について、現段階においては現時点の職員数等を条件に、2つの方法を用いて算定した面積を参考とします。

串本町の人口は、平成23年4月1日現在で18,019人(平成22年国勢調査速報値)ですが、『国立社会保障・人口問題研究所』(平成20年12月推計)によりますと、2020年(平成32年)には、15,416人になるとの予測もあり、こうした人口減少傾向にあるなか、また社会状況の変化等によって、組織や職員数変動すること考えられます。

庁舎は数十年の長期にわたり使用することになりますので、今後、こうした状況を踏まえながら、「基本計画」から「実施設計」といった経過のなかで、より具体的に検討を行い、建築面積、延床面積及び敷地面積等を確定していくこととなりますが、駐車場を含め、基本的な機能のほか、防災拠点機能や住民利用機能などを考慮し、そうした必要な機能を持ちつつも、贅沢な施設ではなく、組織改編等に対する自由度の高さや、事務の効率性を重視するとともに、維持管理等が容易に行え、長期的な維持管理経費の軽減が可能な、効率的かつ経済的で適正な規模の庁舎にすべきであると考えます。

庁舎の延床面積等を算定する方法として次の方法が用いられています。

- ① 総務省地方債庁舎面積算定基準をもとに算定する方法
- ② 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに算定する方法
- ③ 現状の床面積から求める方法

このうち、①及び②の方法により新庁舎の床面積等を算定します。

算定するにあたり、条件となる数字が必要となり、想定条件として次のとおり設定します。

- 1) 平成23年10月1日を基準とし、役場本庁舎及び分庁舎に勤務する職員に、特別職3人を加算した員数にて算定します。
- 2) 人口は、5万人未満の市町村の換算率を用いて算定します。
- 3) 基準表の課長補佐・係長級は、主幹、副課長、専門員とします。
- 4) 製図職員は、建設工事等の積算を行うパソコン台数による職員数とします。

① 総務省地方債庁舎面積算定基準をもとに算定する方法

施設区分	室名	換算職員数等	算定面積	説明
(ア)事務室	応接室を含む	237.5	1,068.8	4.5㎡×換算職員数
(イ)議事堂	議場、委員会室 及び議員控室	15	525.0	35㎡×15名 ※議員定数は、平成21年7月14日 条例第20号により、次の一般選挙から施行
(ウ)倉庫	倉庫	1,068.8	138.9	事務室面積の13%
(エ)会議室等	会議室、電話交 換室、便所、洗 面所、その他諸 室	145	1,015.0	7.0㎡×全職員数(350㎡を最少限度とする)
(オ)玄関等	玄関、広間、廊 下、階段その他 の通行部分	2,222.7	889.1	(ア)、(ウ)、(エ)の各室面積合計×40%
(カ)車庫	車庫		1,150.0	1台につき25㎡×46台
標準面積合計			4,786.8	
標準面積合計(車庫を除く)			3,636.8	

※ 公用車の台数について、財団法人全国自治協会 平成 23 年度自動車損害
共済に加入、台帳に登録されているなかで、新庁舎で使用する台数を 46 台
とします。

※ これまでは、本算定基準による標準面積を超えた部分については、起債
対象外となっておりましたが、この要件は平成 22 年度に廃止されたことで、
これまでの標準面積を超えた部分も、起債対象になると考えられます。

② 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに算定する方法

施設区分	室名	換算職員数等	算定面積	説明
(ア)執務面積	事務室、応接室	237.5	1,045.0	4.0㎡×換算職員数×補正係数1.1
(イ)議事堂	議場、委員会室 及び議員控室	15	525.0	35㎡×15名 ※議員定数は、平成21年7月14日 条例第20号により、次の一般選挙から施行
(ウ)付属面積	倉庫	1,045.0	135.9	事務室面積の13%
(エ)会議室等	会議室、電話交 換室、便所、洗 面所、その他諸 室	145	1,015.0	7.0㎡×全職員数(350㎡を最少限度とする)
(オ)設備関係 面積	機械室	2,195.9	436.0	冷暖房(一般庁舎)有効面積2,000㎡以上の場合
	電気室	2,195.9	78.0	冷暖房(高圧受電)有効面積2,000㎡以上の場合
(カ)交通部分	玄関、広間、廊 下、階段室等	3,234.9	1,132.2	耐火造庁舎は、上記各室面積合計の35%
(キ)車庫	車庫		828.0	1台につき18㎡(中型乗用車)×49台
標準面積合計			5,195.1	
標準面積合計(車庫を除く)			4,367.1	

※ 議事堂及び会議室等諸室の面積算定について、総務省地方債庁舎面積算定基準により算出します。

※ 有効面積は、(ア)、(ウ)、(エ)の面積を合計したものです。

本庁舎・分庁舎配置・常勤職員数の現況

◎ 庁舎標準面積算定基礎用

平成23年10月 1日 基準

【役場本庁舎】

本館					別館			
住民課	保健福祉課	地域包括 支援センター	税務課	会計課	総務課	防災対策室	企画財政課 (電算係除く)	産業振興課
12	13	3	15	4	12	5	11	13
計							88	人

【役場分庁舎】

環境衛生課	衛生施設 事務組合	水道課	建設課	学校教育課	議会事務局	電算室 (企画財政課)	
10	3	13	15	8	3	2	合計
計					54	人	142 人

※ 育児休業職員、新病院建設準備室勤務職員を含む(但し、病院勤務との兼務者を除く)。

本庁舎・分庁舎配置・常勤職員数（職務別）

◎ 庁舎標準面積算定基礎用

平成23年10月 1日 基準

所属課等	課長・室長	主幹・副課長・専門員	一般	製図職員	計
特別職 三役					3
議会事務局	1		2		3
総務課	2	5	10		17
企画財政課	1	4	7	1	13
税務課	1	3	11		15
住民課	1	4	7		12
保健福祉課	1	6	9		16
環境衛生課	1	2	7		10
産業振興課	1	3	8	1	13
建設課	1	8	4	2	15
水道課	1	4	6	2	13
会計課	1	1	2		4
学校教育課	1	2	4	1	8
衛生施設事務組合	1	0	2		3
計	14	42	79	7	145

総務省地方債庁舎面積算定基準による換算職員数

	特別職 三役	課長級	課長補佐 ・係長級	一般職員	製図職員	計
職員数	3	14	42	79	7	145
換算率	12	2.5	1.8	1	1.7	
換算職員数	36	35	75.6	79	11.9	237.5

(2) 駐車場の規模

1) 駐車車両の種類

駐車車両の種類としては、①来庁者用、②議会用、③公用車用、④職員用(通勤)などと考えられますので、この種類に応じて、駐車場規模について計画を立てる必要があります。

2) 駐車場の計画条件

駐車場・台数の考え方は、以下の条件が大きく影響します。

① 自治体の特性

市町村の地域特性に応じて、車社会に対する考え方、車に依存する程度が異なります。

② 庁舎の立地条件

来庁する交通手段により、来庁者用、職員用の考え方が異なります。

③ 庁舎の敷地条件

敷地の広さによって、駐車台数の考え方、また、駐車場の整備が異なります。

3) 議会用及び公用車用の駐車台数は、現有台数をベースに、将来の増減を予測して台数を決めます。

4) 職員用については、庁舎の建設場所の交通状況が大きく影響します。

交通網が発展しているところでは、マイカー通勤を規制して職員用を確保していない場合があります。

職員用の駐車場は、出勤してから勤務が終わるまで 1 日占有され、回転率は 1 回となり、それ相応のスペースを必要とします。

したがって、敷地条件によっては、確保できない場合があります。

5) 駐車台数の算定

① 来庁者用駐車場

台数について、『市・区・町・役所の窓口事務施設の調査』(関 龍夫)及び『最大滞留量の近似的計算方法』(岡田正光)によって算定することができます。

まず、次の算定式により 1 日の来庁台数を求めます。

人口に対する来庁者の割合は、一般的に所轄人口の 0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者と想定するとされています。

来庁台数(台/日)=串本町人口×人口に対する来庁者の割合×乗用車
使用割合

- * 想定人口： 17,300 人（コーホート変化率法による平成 27 年串本町推計人口）
- * 来庁者割合： 0.9%（窓口）、0.6%（窓口以外）
- * 乗用車使用割合： 82%（H23.10/17~21(5 日間)来庁者調査[本庁舎・分庁舎]自家用車来庁者数平均）
 - （窓口） 来庁台数＝ 128 台（17,300 人×0.9%×82%）
 - （窓口以外） 来庁台数＝ 85 台（17,300 人×0.6%×82%）

また、『最大滞留量の近似的計算法』によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う」とされています。
これにより、次の算定式により必要駐車台数を求めます。

$$\text{必要駐車台数} = \text{最大滞留量(台/日)} = 1 \text{ 日当たり来庁台数(台/日)} \times \text{集中率} \times \text{平均滞留時間(分)} / 60 \text{ 分}$$

- * 集中率： 30%（一般事務所、美術館タイプ）
- * 平均滞留時間：（窓口）30 分と想定、（窓口以外）60 分と想定
 - （窓口） 必要駐車台数＝19 台（128 台/日×30%×30/60 分）
 - （窓口以外） 必要駐車台数＝26 台（85 台/日×30%×60/60 分）

以上から、来庁者用駐車場の必要台数は、45 台と想定します。

② 議会用駐車場 15 名

※ 議員定数は、平成 21 年 7 月 14 日条例第 20 号により、次の一般選挙から施行。

③ 公用車用駐車場 46 台

※ 公用車台数は、財団法人全国自治協会 平成 23 年度自動車損害共済に加入、台帳に登録されている公用車のなか、主に本庁舎及び分庁舎で使用している 46 台として算定。

④ 職員用駐車場 116 台（三役・職員 145 人×利用率 80%と想定）

※ 職員数は、第 4 回検討委員会資料より

以上のことから駐車台数は、おおむね 220 台と想定されます。

参考図書：『建築計画・設計シリーズ 7 庁舎建設』（市ヶ谷出版社）

6. 庁舎建設の候補地

庁舎は、地震・津波など災害発生時の活動拠点として、また、その後の復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した施設であることが求められ、現庁舎の立地では問題があると考えられます。

内閣府の中央防災会議において、平成 23 年 4 月 27 日に設置されました“東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会”で、平成 23 年 9 月 28 日にまとめられた報告のなかで、今後の地震・津波対策の方向性として、津波被害を軽減するための対策の 1 つに、『地震・津波に強いまちづくり』として、このなかで、「最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難場所、高齢者等災害時要援護者に関わる福祉施設や病院等については、津波による浸水リスクがないか、又はできるだけ浸水リスクが少ない場所に建設するべきである。」と示されています。

したがって、庁舎建設の候補地について、住民の利便性など、一般的な選定条件を考慮していく必要がありますが、住民の利便性を考慮しつつ、人口集積地に近い串本町串本地内の津波被害を受けない安全な高台に建設する必要があります。

(1) 庁舎建設地の選定条件及び串本町の事情

庁舎の建設地の選定にあたり、『建設計画・設計シリーズ庁舎施設(市ヶ谷出版社)』によりますと、以下のような建設地選定のための条件が列挙されています。

1) 住民感情、市町村の歴史

市町村庁舎は、行政区域における中心的な施設であるために、住民にとって感覚的に中心となる場所、行政区域の中心地がふさわしい。

市町村の今後の発展の展望により、シビックセンター(行政核、行政文化核)の形成が期待できるところが好ましい。

2) 交通環境、交通事情(交通ネットワーク)の状況

来庁者の利便性や職員の通勤を考え、鉄道の駅やバスターミナルに近いこと、あるいは区域内の主要幹線道路に接していることなどが大切である。

自治体内の交通ネットワークに十分配慮する必要がある。原理的には、すべての住民が庁舎に来るのに要する時間の総和が最小であるようにすること

である。

3) 敷地周辺の状況(公共公益施設の分布状況)

敷地周辺の土地利用状況および今後の動向を検討する必要がある。

上位行政体の出先機関や公共施設が付近に立地しているかどうか、また、文化施設などが近くにあるかどうか目安になる。周辺に公共公益文化施設がある場合には、施設の集合による相乗効果が期待できる。

4) 景観

都市構造の文脈を読み取り、都市計画的な位置づけを考える。そして、地域の環境に調和するかどうかを検討する必要がある。

5) 敷地条件(大きさ、形状、高低差等)

駐車場を確保し、将来の増築に対応できる大きさが好ましい。甚だしく不整形であったり、起伏が大き過ぎないことも重要である。

地質条件や過去の災害状況を調査し、地震・火災・水害等の災害に対する安全性を検討する必要がある。

6) 用地費(新規に用地取得の場合)

7) 敷地の法的条件(地域指定)

以上のことが、建設地の選定を検討するうえで、基準的な条件として示されていますが、本書で、「現実には、すべての条件を満たしているケースはまれである。各自治体の事情に応じて、敷地選定上、どの条件を重視するか決まってくる。」とあることから、串本町の事情が建設候補地の選定に大きく影響します。

串本町の事情としては、合併協議等における新庁舎建設に係る方針が示されていること、太平洋に面し、東西約 25km にわたって広がる海岸部を有し、古くから津波の来襲により大きな被害を受けてきたこと、さらに東日本大震災以降の調査等により、東海・東南海・南海地震に新たな震源域を加えた 4 連動地震の発生が指摘され、その場合、20 メートル近くの大津波が予想されています。現庁舎の位置は、本庁舎、分庁舎共に海から近い場所に位置し、海拔はそれぞれ 3m、3.9m と低く、東日本大震災以前の想定においても津波浸水区域内にあり、津波により浸水・倒壊する危険性が非常に高いことが考えられます。

(2) 庁舎建設候補地選定に係るメリット・デメリット

建設候補地	メリット	デメリット	備考
現本庁舎の場所に新庁舎を建設する場合	① 人口が集積する町の中心地に位置する。 ② 国道に接しており、バス停が設置され、駅からも徒歩圏内に位置していることで、交通面での利便性が高い。 ③ 来庁者駐車場を含め、現敷地内に建設すれば、新たな用地取得、造成等に係る費用が不要となる。	① 日常の行政事務を行うための引越しやコンピュータ設備等の移設について、2回必要となる。 ② 地震による津波が発生した場合、被害を受ける可能性が高く、災害活動拠点として機能しなく、震災後の復旧・復興活動においても支障を来すことが考えられることから、地震・津波に備えて、津波被害を受けない場所に建つよりも、津波に耐えうる基礎を持つ、強固で高層階の建物の建設が必要となる。	庁舎建替え時に必要となる仮庁舎は、分庁舎を利用すると仮定。 都市計画区域指定 容積率: 300% 建ぺい率: 70% 道路斜線規制: 1.5 隣地斜線規制: 2.5
現分庁舎を利用又は分庁舎の場所に新庁舎を建設する場合	① 現施設が利用できれば、既存施設の有効活用が図られることになり、新庁舎の建設に係る費用が不要となる。	① (現分庁舎の位置へ新築する場合) 日常の行政事務を行うための引越しやコンピュータ設備等の移設について、2回必要となる。 ② 地震による津波が発生した場合、被害を受ける可能性が高く、災害活動拠点として機能しなく、震災後の復旧・復興活動においても支障を来すことが考えられることから、地震・津波に備えて、津波被害を受けない場所に建つよりも、津波に耐えうる基礎を持つ、強固で高層階の建物の建設が必要となる。 ③ 人口が集積する町の中心地から離れている。	庁舎建替え時に必要となる仮庁舎は、本庁舎を利用すると仮定。 都市計画区域指定 容積率: 200% 建ぺい率: 70% 道路斜線規制: 1.5 隣地斜線規制: 2.5

現在の位置から別の場所へ移転・建設する場合	① 高台へ移転した場合、防災拠点としての設備や機能を備え、地震津波等災害発生時において、防災センターや病院等の関係機関と連携を図り対応し、その後の復旧・復興活動の中核管理機能を果たす拠点となる。 ② 高台へ移転した場合、必要な敷地が確保できれば、低層階の庁舎とし、来庁される様々な方に配慮し、施設利用の利便性の向上を図られる。 ③ 必要な駐車台数の確保が可能となる。	① 民有地の場合、用地取得が必要となり、また、造成に係る費用が必要となる。 ② 用地の取得に時間を要する可能性がある。 ③ 高台へ移転した場合、現状と比較すると、幹線道路から外れ、公共交通機関によるアクセスが悪くなるため、来庁者のための交通手段の確保が必要となる。 ④ 場所によっては、道路、水道、電気通信等の新たなインフラ整備が必要となる。 ⑤ マイカー通勤する職員駐車場が必要となる。	
現庁舎に耐震補強等の大規模改修を行う場合	① 新たに用地を取得し、新庁舎を建設するより費用が安くなる。	① 基礎を含む建物全体に工事が及び、全面改修を伴う大規模な改修工事が必要となる。 ② 大規模改修を行っても、地震による津波が発生した場合、被害を受ける可能性が高く、災害活動拠点として機能しなく、震災後の復旧・復興活動においても支障を来すことになる。	

7. 庁舎建設の時期

庁舎建設の時期について、建設に係る財源として合併特例債を活用することを前提として、合併特例債の発行期限である平成 27 年度までの建設を目標としてきましたが、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降の情勢により、合併特例債の期限が延長される見通しであります。

しかしながら、本地域においても大規模の地震・津波の発生が指摘されているなか、特に太平洋に面し、東西約 25km にわたって広がる海岸部を有する串本町にとって危険性が非常に高いことから、津波対策を新庁舎建設の重要項目の 1 つに挙げていますように、地震・津波に備え、津波被害を受けない安全な高台に早期の建設が望まれます。

8. 庁舎建設の事業費

庁舎建設に係る事業費について、現段階において建設候補地が特定していなく、建築面積、延床面積及び敷地面積等の要素が未確定であることから、総事業費の算定が困難な状況です。

今後これらの要素が確定した時点で、事業費が算出されることとなりますが、財政状況が厳しい状況にあることから、慎重な財政計画のもとで、建設や維持管理のコストを十分認識しながら進めていく必要があります。そのため、財政に与える影響をできるだけ抑えるため、決して過剰な投資とならないよう、長期にわたり庁舎としての機能を維持していくため、施設の長寿命化、維持管理の容易さ、将来必要となる改修への対応、設備更新への対応などの工夫により、長期的な維持管理経費の軽減が可能な、効率的かつ経済的な庁舎にすべきであると考えます。

財源については、これまでは庁舎の建設に対し基本的には補助制度はなく、合併特例債のみを財源と考えられていましたが、東日本大震災以降、地震・津波対策として庁舎の位置が見直されるようになり、これから庁舎の移転建て替え、耐震改修等を行う場合、以下のような財政措置が講じられることから、現段階においては、そうした財政措置を有効に活用していくこととします。

(1) 庁舎等の地震津波対策に係る地方財政措置

◎ 合併団体

庁舎等の移転・建替え・耐震改修 → 【国庫補助金 + 旧合併特例事業債(充当率95%)】

● 仮に事業費(=補助基本額)15億円の場合

5億円	9.5億円	0.5億円
国費(1/3)	旧合併特例事業債	一般
(社会資本整備総合交付金)	交付税算入率:70%	財源

※ 庁舎が避難所に指定されていない場合、国費は補助金額の11.5%

※ 補助基本額以外の庁舎建設に係る事業費については、旧合併特例事業債(充当率95%)を財源とすることが可能

(2) 庁舎建設事業に係る合併特例債元利償還金の試算

※以下のとおり仮定した場合

- ・事業費 : 10億円
- ・合併特例債 : 9億5千万円(一般財源5千万円)
- ・借入年度 : 平成27年度
- ・償還終了年度: 平成57年度
- ・償還期間: 30年うち据置5年
- ・利率 : 1.7%
- ・借入先 : 地方公共団体金融機構
- ・その他 : 半年賦元利均等償還

年 度	前年度末未償還 元 金	償 元 金	還 利 子	額 計	交付税需要額	差引町負担
28年度	950,000,000		13,517,328	13,517,328	9,462,130	4,055,198
29年度	950,000,000		16,150,000	16,150,000	11,305,000	4,845,000
30年度	950,000,000		16,150,000	16,150,000	11,305,000	4,845,000
31年度	950,000,000		16,150,000	16,150,000	11,305,000	4,845,000
32年度	950,000,000		16,150,000	16,150,000	11,305,000	4,845,000
33年度	950,000,000	30,784,422	16,019,720	46,804,142	32,762,899	14,041,243
34年度	919,215,578	31,309,980	15,494,162	46,804,142	32,762,899	14,041,243
35年度	887,905,598	31,844,512	14,959,630	46,804,142	32,762,899	14,041,243
36年度	856,061,086	32,388,170	14,415,972	46,804,142	32,762,899	14,041,243
37年度	823,672,916	32,941,109	13,863,033	46,804,142	32,762,899	14,041,243
38年度	790,731,807	33,503,487	13,300,655	46,804,142	32,762,899	14,041,243
39年度	757,228,320	34,075,469	12,728,674	46,804,143	32,762,900	14,041,243
40年度	723,152,851	34,657,212	12,146,930	46,804,142	32,762,899	14,041,243
41年度	688,495,639	35,248,889	11,555,253	46,804,142	32,762,899	14,041,243
42年度	653,246,750	35,850,667	10,953,475	46,804,142	32,762,899	14,041,243
43年度	617,396,083	36,462,719	10,341,423	46,804,142	32,762,899	14,041,243
44年度	580,933,364	37,085,219	9,718,923	46,804,142	32,762,899	14,041,243
45年度	543,848,145	37,718,347	9,085,795	46,804,142	32,762,899	14,041,243
46年度	506,129,798	38,362,284	8,441,858	46,804,142	32,762,899	14,041,243
47年度	467,767,514	39,017,215	7,786,927	46,804,142	32,762,899	14,041,243
48年度	428,750,299	39,683,326	7,120,816	46,804,142	32,762,899	14,041,243
49年度	389,066,973	40,360,809	6,443,333	46,804,142	32,762,899	14,041,243
50年度	348,706,164	41,049,860	5,754,282	46,804,142	32,762,899	14,041,243
51年度	307,656,304	41,750,673	5,053,469	46,804,142	32,762,899	14,041,243
52年度	265,905,631	42,463,452	4,340,690	46,804,142	32,762,899	14,041,243
53年度	223,442,179	43,188,398	3,615,744	46,804,142	32,762,899	14,041,243
54年度	180,253,781	43,925,721	2,878,421	46,804,142	32,762,899	14,041,243
55年度	136,328,060	44,675,632	2,128,510	46,804,142	32,762,899	14,041,243
56年度	91,652,428	45,438,346	1,365,796	46,804,142	32,762,899	14,041,243
57年度	46,214,082	46,214,082	590,061	46,804,143	32,762,900	14,041,243
合 計		950,000,000	298,220,880	1,248,220,880	873,754,616	374,466,264

9. 現庁舎・跡地の活用

本庁舎、分庁舎共に、将来、大規模の地震・津波により、浸水・倒壊する恐れがある防災上の問題を抱えます。

一方で、現庁舎が位置するのは、地域の中心的な場所で、人口集積地の拠点となりますので、本庁舎本館については、老朽化及び耐震性の問題を抱えていることで、仮に取り壊した跡地の利用について、また、その他の庁舎について、地域住民の利便性に配慮した機能、住民が集い交流する場、また、観光案内所とするなど、それぞれの地域事情等を考慮しながら検討していくこととします。

10. 参考資料

1. 串本町役場庁舎建設検討委員会設置要綱 P.23_24
2. 串本町役場庁舎建設検討委員会委員名簿 P.25
3. 串本町役場庁舎建設検討委員会開催状況 P.26_27
4. 串本町人口等の推移 P.28
5. 役場来庁者調査結果集計表 P.29
6. 避難路等整備事業一覧表・事業実施箇所図 P.30_33

串本町役場庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、串本町役場庁舎(以下「庁舎」という。)の建設に関して町長の諮問に応じ、串本町役場庁舎建設基本構想の策定に必要な調査及び審議を行うため、串本町役場庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 庁舎建設の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎建設の候補地に関すること。
- (3) 庁舎建設の規模に関すること。
- (4) 庁舎建設の時期に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内公共的団体代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問に係る調査及び審議の結果を答申するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例（平成17年条例第34号）及び串本町職員等の旅費及び費用弁償

に関する条例（平成 17 年条例第 41 号）に定めるところにより支給するものとする。

（意見聴取等）

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（施行時の会議の招集）

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開く委員会の会議については、町長が招集する。

串本町役場庁舎建設検討委員会委員名簿

番号	団体名	職名	氏名
1	串本町区長連合会	会長	小 森 正 人
2	串本町区長連合会	副会長	中 村 省 一
3	串本町商工会	会長	須 賀 節 夫
4	串本町商工会	副会長	生 熊 和 道
5	串本町商工会女性部	部長	山 口 美 野 枝
6	串本町観光協会	会長	尾 崎 和 貴
7	古座観光協会	会長	室 宣 行
8	串本町社会福祉協議会	会長	中 筋 雄 四 郎
9	串本町民生委員児童委員協議会	会長	堀 登 世
10	串本町身体障害者連盟	会長	中 野 實
11	串本町老人クラブ連合会	会長	田 仲 康 慧
12	学識経験（串本町消防団 副団長）		芝 崎 晴 一
13	学識経験 （串本町障害者自立支援法審査会 委員）		仙 名 静 子
14	学識経験（串本町消防団 団長）		谷 口 好 布
15	学識経験（南紀森林組合 組合長）		寺 田 展 治
	アドバイザー * 国立和歌山工業高等専門学校 環境都市 工学科 准教授 * 東南海・南海地震津波検討対策委員会 本部会 委員		小 池 信 昭

（敬称略・順不同）

3. 串本町役場庁舎建設検討委員会開催状況

第 1 回 串本町役場庁舎建設検討委員会 平成 23 年 7 月 26 日(火)

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長挨拶
4. 串本町役場庁舎建設検討委員会設置要綱について
5. 委員紹介
6. 委員長、副委員長の選出
7. 諮問
8. 委員長挨拶
9. 議事
 - (1) 委員会の会議運営について
 - (2) 庁舎建設に係る経緯について
 - (3) 建設スケジュールに係る考え方(案)について
 - (4) その他
10. その他
11. 閉会

第 2 回 串本町役場庁舎建設検討委員会 平成 23 年 8 月 25 日(木)

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 講 演 『東日本大震災の教訓と津波の破壊力について』
国立和歌山工業高等専門学校
環境都市工学科 小池 信昭 准教授
4. その他
5. 閉 会

第 3 回 串本町役場庁舎建設検討委員会 平成 23 年 9 月 29 日(木)

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
 - (1) 現庁舎の問題点について
 - (2) 庁舎建設の必要性について
 - (3) 新庁舎に求められる機能について(案)

4. その他
5. 閉会

第 4 回 串本町役場庁舎建設検討委員会 平成 23 年 11 月 2 日(水)

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
 - (1) 今後の検討委員会審議事項に係る考え方について
 - (2) 新庁舎の規模について
4. その他
5. 閉会

第 5 回 串本町役場庁舎建設検討委員会 平成 23 年 12 月 21 日(水)

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事 (1) 新庁舎の建設候補地に係る考え方について
4. その他
5. 閉会

第 6 回 串本町役場庁舎建設検討委員会 平成 24 年 1 月 31 日(火)

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
 - (1) 庁舎建設候補地選定にあたるメリット・デメリットの考え方
4. その他
5. 閉会

第 7 回 串本町役場庁舎建設検討委員会 平成 24 年 2 月 28 日(火)

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事 (1) 串本町役場庁舎建設基本構想(案)について
4. その他
5. 閉会

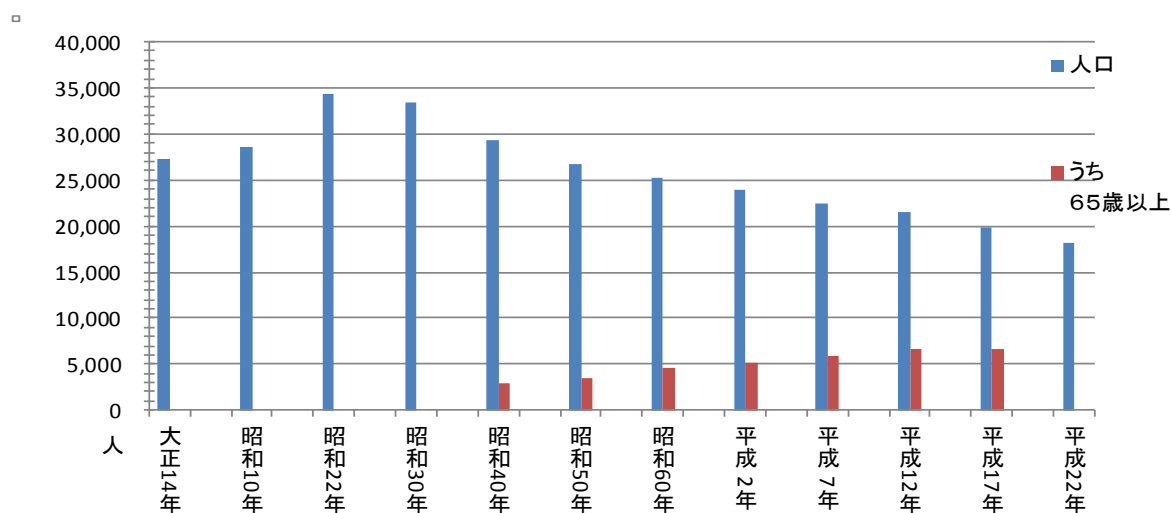
串本町人口等の推移

◎ 国勢調査による人口

調査年次	人口	増減数	(人口内訳)	うち 65歳以上	高齢人口 比率	備考
		増減率	旧串本町 旧古座町			
大正14年	27,305人		19,023人 8,282人			
昭和10年	28,607人	1,302人 4.8	19,260人 9,347人			
昭和22年	34,304人	5,697人 19.9	23,521人 10,783人			臨時国勢調査
昭和30年	33,496人	-808人 -2.4	23,069人 10,427人			
昭和40年	29,265人	-4,231人 -12.6	20,252人 9,013人	2,968人	10.1%	
昭和50年	26,763人	-2,502人 -8.5	18,997人 7,766人	3,529人	13.2%	
昭和60年	25,148人	-1,615人 -6.0	18,241人 6,907人	4,574人	18.2%	
平成 2年	23,937人	-1,211人 -4.8	17,385人 6,552人	5,204人	21.7%	
平成 7年	22,521人	-1,416人 -5.9	16,382人 6,139人	5,960人	26.5%	
平成12年	21,429人	-1,092人 -4.8	15,687人 5,742人	6,580人	30.7%	
平成17年	19,931人	-1,498人 -7.0		6,718人	33.7%	
平成22年	18,257人	-1,674人 -8.4				

※大正14年から昭和30年までの旧串本町人口は、大島村人口を含んでいます。

平成23年	18,808人			6,843人	36.4%	H23.3.31現在住民基本台帳人口(高齢者人口等調査より)
-------	---------	--	--	--------	-------	--------------------------------



役場来庁者調査結果集計表

		【 本庁舎来庁者 】							【 分庁舎来庁者 】						
		串本地区	その他旧串本町	旧古座町	町外	不明	計	割合	串本地区	その他旧串本町	旧古座町	町外	不明	計	割合
目的	申請・届出	44	64	18	12	7	145	59.2%	15	11	18	7	2	53	42.1%
	相談・要望	12	10	5	2	4	33	13.5%	2	1	9	2	0	14	11.1%
	その他	29	17	3	14	4	67	27.3%	8	9	14	28	0	59	46.8%
計		85	91	26	28	15	245	100.0%	25	21	41	37	2	126	100.0%
年代	19歳以下	1	0	0	0	0	1	0.4%	0	0	0	0	0	0	0.0%
	20代	6	7	2	3	3	21	8.6%	1	1	2	2	1	7	5.6%
	30代	11	10	1	9	4	35	14.3%	4	2	12	2	8	28	22.2%
	40代	10	12	4	5	0	31	12.7%	9	5	0	12	0	26	20.6%
	50代	12	11	4	5	2	34	13.9%	10	9	14	12	1	46	36.5%
	60代	19	29	5	4	4	61	24.9%	1	2	7	3	0	13	10.3%
	70代	17	10	5	1	1	34	13.9%	0	1	2	0	0	3	2.4%
	80歳以上	5	4	4	0	1	14	5.7%	0	0	0	0	0	0	0.0%
計		85	91	26	28	15	245	100.0%	25	20	40	31	10	126	100.0%
交通手段	自家用車	50	79	24	26	10	189	77.1%	25	20	31	37	2	115	91.3%
	自動二輪・自転車	25	8	1	0	2	36	14.7%	0	0	10	0	0	10	7.9%
	徒歩	9	0	0	0	1	10	4.1%	0	0	1	0	0	1	0.8%
	タクシー	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%
	その他公共交通等	0	3	1	2	2	8	3.3%	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不明	1	1	0	0	0	2	0.8%	0	0	0	0	0	0	0.0%
計		85	91	26	28	15	245	100.0%	25	20	42	37	2	126	100.0%

※ この表は、平成 23 年 10 月 17 日(月)～10 月 21 日(金)の 5 日間で、本庁舎または分庁舎を訪れた方について、それぞれ対応した各課等においてアンケートによる聞き取りをし、その結果をまとめたものです。

※ 調査は、その時の状況に応じて可能な範囲で実施するとしました。

※ 一度の来庁時に、複数の課を立ち寄られた方については、重複してカウントされていると考えられます。

※ 串本地区は、串本町串本，袋，二色，高富，大水崎，くじ野川，サンゴ台としました。

避難路等整備事業一覧表(合併後)						No.1
年度	地区名	箇所数	事業費	説明	備考	図面No
平成17年度	安指地区	1	2,155,650	蓄電池内蔵防災灯2基設置	合併特例債	1
	出雲地区	1	3,011,400	出雲幼稚園裏避難路整備	合併特例債	2
	田並地区	2	2,751,000	円光寺裏・田ノ崎避難路整備	まち交	3・5
	二色地区	1	1,065,750	向袋地区避難路整備	まち交	4
	小計	5	8,983,800			
平成18年度	田原地区	2	891,450	五平の平見・東向の平見避難路整備	合併特例債	6・7
	小計	2	891,450			
平成19年度	大島地区	2	1,265,850	忠魂碑沿い・水谷地内避難路整備	まち交・合併債	8・13
	目津・大浦地区	1	384,500	畑上氏裏避難路整備	合併特例債	9
	江田地区	1	517,650	比井氏裏避難路整備	まち交	10
	有田地区	2	1,016,400	正覚寺防犯灯改良・浜地地区避難路	まち交・合併債	11・16
	串本・西区	1	552,120	祇園山避難路整備	まち交	12
	串本・矢の熊区	1	1,250,550	駅裏避難路整備	まち交	14
	須江地区	1	1,245,300	瀧本氏横避難路整備	合併特例債	15
	袋地区	1	357,000	備蓄倉庫防犯灯・コンセント	合併特例債	17
	小計	10	6,589,370			
平成20年度	大水崎	1	268,800	避難路標識移設2基	合併特例債	18
	古座地区	1	620,700	真谷避難路整備	合併特例債	19
	串本・西区	2	389,700	祇園山避難灯修理・新設	合併特例債	20・28
	袋地区	2	586,280	避難灯2箇所設置	合併特例債	21・25
	岩渕地区	1	514,500	小池横避難路整備	合併特例債	22
	田子地区	1	296,415	避難灯設置1箇所	合併特例債	23
	伊串地区	1	523,213	岡本氏裏避難路整備	合併特例債	24
	串本・堀笠島地区	1	2,486,400	Aコープ横避難路・避難場所整備	まち交	26
	大島地区	1	2,732,100	坂本氏裏避難路整備	まち交	27
	小計	11	8,418,108			
平成21年度	住吉地区	1	560,700	立入防護柵設置	合併特例債	29
	潮岬地区	1	1,365,000	ソーラー街灯設置	合併特例債	30
	鬺野川地区	2	2,220,950	避難誘導板設置・避難路整備	合併特例債	31・34
	須江地区	1	1,599,150	旧須江小横避難路整備	合併特例債	32
	田並地区	1	242,550	下野氏裏避難路整備	合併特例債	33
	串本・北区	1	7,690,200	西ノ岡避難階段	まち交	35
	小計	7	13,678,550			
平成22年度	出雲地区	2	1,118,292	避難灯設置・避難路整備	町単独	36・37
	住吉地区	1	891,450	避難タワー敷地舗装	町単独	38
	檜野地区	3	2,428,125	避難灯2基設置・避難路整備	町単独	39・40
	岩渕地区	1	1,809,150	小池横避難路整備	町単独	41
	古座地区	1	1,267,350	明利氏裏避難路整備	町単独	42
	大水崎地区	1	3,175,200	線路裏避難路整備	町単独	43
	大島地区	1	99,750	田代避難路整備	町単独	44
	小計	10	10,789,317			

避難路等整備事業一覧表(合併後)						No.2
年度	地区名	箇所数	事業費	説明	備考	図面No
平成23年度 当初	田並地区	1	714,000	田並地内避難路整備	パワーアップ	1
	橋杭地区	1		橋杭集会所前避難路整備	パワーアップ	2
	伊串地区	1	630,787	伊串地内避難路整備	パワーアップ	3
	中湊地区	1	2,362,500	中湊地内避難灯整備	パワーアップ	4
	小計	4	3,707,287			
平成23年度 9月補正	大水崎地区	1	948,990	サンゴ台中央線避難階段整備	パワーアップ	5
	矢の熊地区	1	974,400	矢の熊地内避難路整備	パワーアップ	6
	安指地区	1		安指地内避難路整備	パワーアップ	7
	橋杭地区	1		橋杭海水浴場前避難路整備	パワーアップ	8
	高富地区	1	1,749,825	高富地内避難路整備	パワーアップ	9
	袋地区	1		袋地内避難路整備	パワーアップ	10
	大島地区	1	1,354,395	大島地内避難路整備	パワーアップ	11
	岩渕地区	1		岩渕地内避難路整備	パワーアップ	12
	神野川地区	1	1,303,680	神野川地内避難路整備	パワーアップ	13
	大水崎地区	1		サンゴ台地内避難階段整備	パワーアップ	14
	小計	10	6,331,290			
	有田地区	2	573,300	避難路整備(貝岡・港谷)	パワーアップ	
平成23年度 残予算対応						
	小計	2	573,300			
	小合計	16	10,611,877			
合計		61	59,962,472			

